

facebook https://www.facebook.com/hyogo.zeirishi

2020.9

経営革新等支援機関でようご税理士法人

塚口本店:尼崎市南塚口町 2-6-27 /TEL06-6429-1301 塚口支店:尼崎市南塚口町 2-12-18 /TEL06-6940-6421 川西支店:川西市栄根 2-6-37 /TEL072-767-7770

民法(債権法)の改正について

今年4月から債権法が大きく変更されています。 今回はその概要と、特に影響が大きい改正点にしぼってお伝えします!

<改正の趣旨>

債権法 = 民法の一部で契約に関する最も基本的なルール が定められた箇所のことをいいます。

約120年間、実質的に見直されたことが無かったため、 実際の裁判や実務的なルールに合わせた内容へと改正さ れました。

様々な契約に共通する改正

- ◆賃貸借契約における借主の保証人を定める契約や、病 院における入院費用の保証契約など、個人が保証人と なる根保証契約については上限額(極度額)を定めな い場合は無効となることとなりました。
- ◆家賃や商品代金、報酬、利用料などを請求する権利が 消滅するまでの期限(**=債権消滅時効**)について、債 権ごとに定められていた短期時効が廃止され、下記の 期限に統一されました。
 - ①権利を行使することができる時から10年間
 - ②行使できることを知った時から原則5年(新設)
- ◆利用条項、保険約款など、不特定多数と同じ取引をす る場合に使う条項のことを「**定型約款**」と呼ぶことを 新たに定め、定型約款に関するルールを定めました。

売買・請負・賃貸借契約等に関する見直し

契約内容と異なる商品・数量・品質であった場合に、売 主の責任 (=契約不適合責任) が認められることとなり ました。請負契約の請負側、賃貸契約の貸主側について も同様です。

更に買主は売主に従来通り 損害賠償請求や契約解除を 請求できる他、補修や 代替物の引渡し、代金の減額 を請求できるようになりました。

※契約不適合責任が買主にある場合は上記の請求の一部 ができません。

★契約書に契約目的や背景、商品状態の具体的記載があ ることがより重要になります。契約不適合となった場 合の買主側の請求方法についても定めがあるかを確認 しましょう。

不動産賃貸借契約に関する見直し

◆原状回復義務の明確化

通常損耗や経年変化について、借主は原状回復義務を 負わないことが明記されました。

※通常損耗の範囲は民法上明確な定めがありません。

参考:原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(国交省)

通常損耗・経年変化の例



家具の設置による床。 カーベットのへこみ



クロスの変色 (日照などの自然現象によるもの). 壁等の画鋲、ピン等の穴

- ※自動更新の契約書は、更新時期に見直しましょう!
- ◆賃借人の修繕権の明確化 一定の場合には、借主が貸主の了承なく建物等を修繕 しても問題ないことが明記されました。
- ◆敷金に関するルールの明確化 退去時に退去時修繕費用等を控除した敷金の返還義務 があることが明記されました。

消費貸借契約に関する改正

- ◆借主の権利について、金銭等を受け取る前であれば契 約を解除できること、また返済期日に関わらずいつで も返済することができることが明確にされました。
- ◆金銭等が実際に支払われる前でも、書面で契約した場 合は消費貸借契約が成立することとなりました。

今後、新たに契約書を作成する際は改正が適用されるた め、ひな形の見直しを検討しましょう。各業界団体が発 信している書式などを利用し、必要に応じて法的に問題 ないか専門家にチェックしてもらいましょう!

- ※ 参考図書資料「債権法改正に伴う契約書レビューの実務」 民法改正に関するパンフレット(法務省) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(国交省)
- 内容に関するお問合せはひょうご税理士法人までお願いしま す(担当:中井)